

令和4年度（2022年度）

地域事業者連携型販売促進等支援事業

募集要領【追加募集】

令和4年7月

北海道経済部

※今年度、既に「地域事業者連携型販売促進等支援事業」の
交付決定を受けた方は、本追加募集の対象になりません。

制度に関するお問合せ・ご相談は、

北海道経済部地域経済局中小企業課（商業振興係）

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111（内線：26-631）

FAX 011-232-8127

目 次

○ 留意事項	1
I 補助事業の概要	
1 目的	2
2 補助対象者	〃
3 補助対象事業	3
4 補助率・補助限度額、対象事業期間	4
5 感染予防対策を徹底したイベント等の実施について	〃
6 キャッシュレス決済端末等の購入について	〃
II 補助事業の募集等	
1 申請受付期間	5
2 交付決定	〃
III 補助事業の実施	
(補助事業の流れ(イメージ))	5
1 補助金等交付申請	〃
2 事業の変更、中止など	6
3 補助事業等実績報告	7
4 補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告について	〃
IV 補助事業実施にあたっての留意事項	7
1 適正な執行(補助金返還)	
2 帳簿等の記録、管理、保管	
3 消費税等及び振込手数料の取扱い	
V 問合せ先及び提出先	8
別記様式(1号～5号)	9

○ **留意事項**

※あらかじめ本事業の規定を十分に理解した上で申請を行ってください

- ① 同一の団体が複数回申請することはできません。
- ② 国が実施する「がんばろう！商店街事業」または「Go To 商店街事業」で採択された、あるいは応募している事業については、本事業の対象となりません。
また、本事業の採択を受け着手した後に、「がんばろう！商店街事業」または「Go To 商店街事業」に新たに応募し採択を受けた場合には、速やかに本事業を中止することとし、それまでにかかった経費についても、補助金の交付を受けることはできません。
- ③ 国または道の他の補助金等の補助対象経費と重複して、本事業の補助金を受給することはできません。
なお、本事業の補助金額を除いた自己負担分について、市町村の補助金などの助成を受けることは妨げません。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の流行状況等により、国または道からイベント等開催の自粛要請が発出された場合には、採択後であっても、（総合）振興局長から、イベント等実施の延期等を要請する場合があります。
- ⑤ 5月18日以前の着手において発生した経費については、本事業の対象となりません。
- ⑥ 感染拡大防止のみを目的とした取組（消毒液やマスク等消耗品の購入・構成員への配布等）は対象となりません。
- ⑦ 事業費の支払いは、事業終了後の精算払となります。
- ⑧ 課税事業者で、消費税等仕入控除税額がある場合は、その金額が明らかな場合、これを補助金額から減じて申請してください。

I 補助事業の概要

1 目的

本事業は、商店街振興組合や商工会等の地域団体又は広域で活動する協同組合等が実施する、感染拡大防止に配慮した販売促進活動や新たな事業展開に要する経費の一部を補助することにより、本道における地域商業活性化の促進を図ることを目的としています。

2 補助対象者

(1) 地域の商工団体（参加構成員・会員が同一市町村に所在する団体）

ア 商工団体等

- ・構成員数・会員数が 10 者以上（申請日時点）であること。
- ・構成員・会員の 7 割以上が中小企業・小規模事業者（申請日時点）であること。
- ・参加構成員・会員は同一市町村内に所在する者であること。

イ その他法人化されていない前記アに類する組織

アの要件に加え、

- ・設立して 1 年以上経過していること（申請日時点）。
- ・規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等が適正に行える者がいること。

(2) 広域で活動する商工団体（参加構成員・会員が複数市町村に所在する団体）

ア 商工団体等

- ・構成員数・会員数が 10 者以上（申請日時点）であること。
- ・構成員・会員の 7 割以上が中小企業・小規模事業者（申請日時点）であること。
- ・参加構成員・会員は所在する市町村を別とする者を一つ以上含むこと。

イ その他法人化されていない前記アに類する組織

アの要件に加え、

- ・設立して 1 年以上経過していること（申請日時点）。
- ・規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等が適正に行える者がいること。

※ 組織内の青年部、婦人部等は対象外とします。

※ 複数の団体に所属する構成員・会員が、同一の対象事業について本補助金を重複して受益することはできません。

※ 構成員・会員のうち、道内で飲食業の営業許可を受けている事業者については、「北海道飲食店感染防止対策認証制度」の認証店舗・または取得見込みであることを要件とします。

～本事業における定義～

商工団体等：北海道内に主たる事務所又は事業所を有する次に掲げるもの

ア 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に規定する商工会議所

イ 商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会及び北海道商工会連合会

ウ 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

エ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する中小企業等協同組合及び北海道中小企業団体中央会

オ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に規定する協業組合、商工組合及び商工組合連合会

カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に規定する公益社団法人又は公益財団法人

キ その他（総合）振興局長が適当と認めた団体

中小企業・小規模事業者：中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者で、北海道内に主たる事務所又は事業所を有するもの

3 補助対象事業

補助対象者が実施する、感染拡大防止に配慮した販売促進活動や新たな事業展開等の事業を補助の対象とします。ただし、国が実施する「がんばろう！商店街事業」及び「GoTo 商店街事業」との重複部分は対象外とします。

○販売促進等支援

- ・補助対象者が企画・実施するテイクアウト、デリバリー等の巣ごもり消費に対応した販売促進に係るもの
- ・補助対象者が発行する商品券、クーポン等に係る印刷、発送、広告に係るもの
- ・補助対象者が販売促進のために実施するイベント開催等に係るもの
ただし、感染予防対策を徹底すること。
- ・その他（総合）振興局長が適当と認めるもの

（補助対象経費の具体例）

- ・容器、はし類、包み紙、おてふき、ナイロン手袋等、テイクアウトやデリバリー事業等に係る消耗品購入経費
- ・販売促進のためのチラシ、ポスター、のぼり等の作成経費
- ・雑誌、フリーペーパー等の掲載や新聞折り込み、Web 掲載等の広告宣伝費
- ・宅配業務等の委託料
- ・販売促進のための Web サイト（EC サイト等）構築及び更新等に係る経費
- ・スタンプラリーや抽選会、ステージイベント等の販売促進のためのイベント実施に係る経費（印刷費、消耗品購入費、通信運搬費、備品使用料、ノベルティ・抽選景品購入、出演者旅費・報償費等）
※4 頁「5 感染予防対策を徹底したイベント等の実施について」をご確認ください。
- ・キャッシュレス決済の導入のためのコンサルティングや講習会の実施、決済端末購入等に係る経費
※4 頁「6 キャッシュレス決済端末等の購入について」をご確認ください。
- ・イベント実施等のために必要な感染予防対策に要する経費（消毒液、マスク、フェイスシールド、アクリル板等の事業実施期間内に消費することができる用品）
- ・その他（総合）振興局長が適当と認める経費

消耗品及びイベントの景品 1 個あたりの取得価格は 1 万円（税込）以内とします（キャッシュレス決済端末及びその付属品を除く。）。

※ 取得価格が 1 万円以内であっても、事業期間内に消費できない機器・備品については、原則として対象外とします。

※ 購入にあたっては、見積書や請求内訳等で 1 個あたりの単価が確認できるようにしてください。

（補助対象外経費の具体例）

- ・空気清浄機、サーモグラフィカメラ、体温計、消毒液スタンド・噴霧器、掃除機、パソコン等の機器・備品（キャッシュレス決済端末及びその関連機器を除く。）の購入経費
- ・上記機器・備品のほか、1 個あたりの取得価格が 1 万円（税込）を超える、事業期間内に消費することができない用品の購入経費
- ・補助対象者及び構成員の事務所、店舗の整備、修繕費（既存の備品や施設に係る部品交換や塗装工事など、備品や施設の効用の増加・価値の向上に係る経費を含む）
- ・商品券、食事券、クーポン、ポイント等の原資、還元分
- ・PCR 検査・抗原検査等に係る経費
- ・人件費、一般管理費、家賃等の固定経費
- ・事業者等への損失補てん経費
- ・借入れに伴う支払い利息
- ・上記の他、（総合）振興局長が補助対象とすることが適当でないと判断した経費
- ・金券類の購入費
- ・貸付金・保証金
- ・不動産購入費
- ・車両購入費
- ・飲食、接待費

4 補助率・補助限度額、対象事業期間

(1) 補助率・補助限度額

補助対象者区分	補助率	補助限度額
(1) 地域の商工団体 (参加構成員・会員が同一市町村に所在)	3 / 4 以内	100 万円
(2) 広域で活動する商工団体 (参加構成員・会員が複数市町村に所在)		200 万円

(2) 事業実施期間

令和 4 年(2022 年) 5 月 19 日 (木) ~ 令和 5 年(2023 年) 2 月 6 日 (月)

※ 交付決定以前に着手した事業を対象とする場合は指令前着手の届出が必要です。
(ただし、交付決定前に事業が完了している場合は対象外です。)

5 感染予防対策を徹底したイベント等の実施について

本事業により、集客を伴うイベント等を実施する場合は、下記の項目を遵守してください（非対面のオンラインイベント・プロモーション等を除く。）。

(1) 事業実施場所

道内で実施されるものに限ります。

(2) 基本的な感染症対策の徹底

政府の基本的対処方針、業種別ガイドライン、その他イベント実施時点における、道からの要請等の趣旨・内容を十分に理解し、基本的な感染症対策及び業種ごとの感染予防対策等を徹底してください。

(3) 「北海道コロナ通知システム」等の活用

イベント会場等において「北海道コロナ通知システム」を積極的に活用してください。また、来場者への新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の活用の呼びかけを推奨します。

(4) 「北海道飲食店感染防止対策認証制度」の取得

参加構成員・会員に、道内で飲食業の営業許可を受けている事業者を含む場合は、該当事業者が「北海道飲食店感染防止対策認証制度」の認証店舗であることを要件とします。事業参加者名簿等に認証取得の有無を記載してください。申請時点で認証を受けていない参加構成員・会員がいる場合は、認証取得の目処を名簿に記載し、取得見込みであることを確認できるようにしてください。

6 キャッシュレス決済端末等の購入について

本事業により非接触型のキャッシュレス決済サービスの導入にあたり必要となる決済端末及びその付属品を購入する場合は、下記の項目を満たすものが対象となります（端末購入を伴わない、講習会実施等の導入準備のみの取組の場合、制限はありません。）。

- ① 本事業で購入した決済端末等の保有者は、補助対象者の構成員・会員のうち、中小企業・小規模事業者のみとし、その他大企業等は保有者となるできません。
- ② 本事業で購入可能な決済端末の台数は、構成員・会員 1 者につきあたり 1 台限りです。
- ③ 令和 5 年 2 月 6 日までの事業期間内に、キャッシュレス決済サービスの利用を開始してください。
- ④ 決済端末及びその付属品は、非接触型の「タッチ決済」「電子マネー」「QRコード」に対応するもので、必要なソフトウェアや設定費用を含む取得価格が 1 台あたり 10 万円未満(税込)のものとしていただきます。
- ⑤ 決済端末と接続して使用する、レジスタ及びタブレットやスマートフォン等の汎用端末並びにその付属品は対象外です。
- ⑥ 中古品、個人輸入品、ネットワーク関係機器（ルータ等）、通信費用（回線使用料等）、その他（総合）振興局長が補助対象とすることが適当でないと判断した経費は対象外です。

II 補助事業の募集等【追加募集】

1 申請受付期間

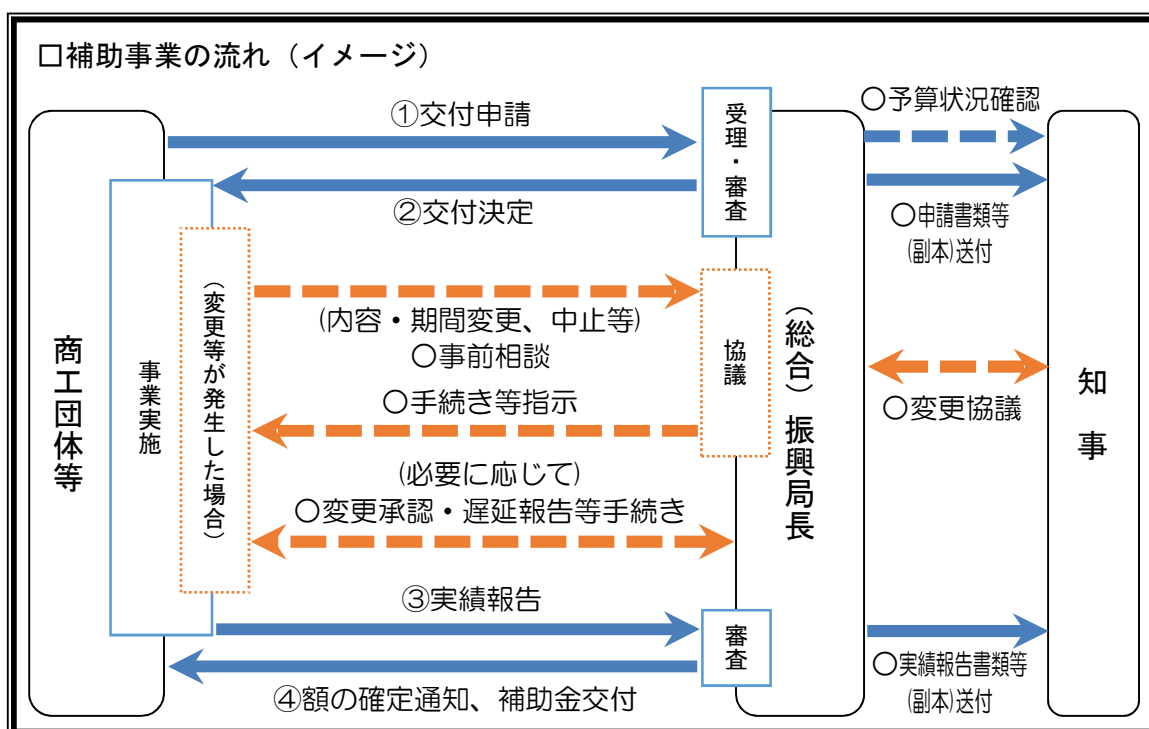
令和4年(2022年)7月25日(月)～同年8月26日(金) ※(総合)振興局必着

- ※ 先着順です。予算上限に達し次第、申請受付期間内でも受付を終了します。
 なお、補助金の交付の決定に当たっては、申請書の書類審査がありますので、受理後に、電話等により内容確認等を行う場合があります。
- また、書類審査により対象要件を満たさないことが判明した場合には、申請書を返却します。
- ※ 国が実施する「がんばろう！商店街事業」及び「Go To 商店街事業」の募集が再開された場合等においては、申請受付期間内でも受付を終了します。

2 交付決定

申請受付期間内であっても、書類審査終了後、随時行います。
 (書類に不備が無い場合、申請書受理から3週間程度)

III 補助事業の実施



1 補助金等交付申請【提出部数：正本1部、副本1部】

申請者は、期日までに下記提出先に補助金等交付申請書を提出（郵送または持参）してください。
 内容審査の上、後日、交付決定書を送付します。

○問合せ先及び申請書類の提出先は次のとおりです。

制度に関する問合せ	道庁経済部地域経済局中小企業課(商業振興係) (道庁本庁舎8階) 電話 011-231-4111(内線 26-631)
申請書提出及び記載方法等の問合せ	申請者の所在市町村を所管する 各総合振興局・振興局 産業振興部商工労働観光課 ※連絡先は8ページをご覧ください。

「提出書類」

- ① 経済第1号様式 補助金等交付申請書
- ② 経済第2号様式 事業計画書
- ③ 経済第7号様式 補助金等交付申請額算出調書
- ④ 経済第10号様式 経費の配分調書
- ⑤ 経済第11号様式 事業予算書
- ⑥ 経済第23号様式 資金収支計画書
- ⑦ その他（総合）振興局長が必要と認める書類等
 - ・別記1号様式 指令前着手届（交付決定前に着手する場合）
 - ・別記2号様式 誓約書
 - ・別記3号様式 口座振替払申出書
 - ◇ 当該口座の預金通帳等のコピー（口座番号が確認できる書類）を添付すること。
 - ・別記4号様式 納税対応申出書
 - ・定款等、以下の組織の概要が分かる書類
 - ◇ 組織の名称
 - ◇ 組織の設立年月日
 - ◇ 組織の設立目的・事業内容
 - ◇ 構成員名簿（事業者名・代表者名・住所ほか）
 - ◇ 構成員の役割分担（代表・会計管理者等）
 - ・事業参加者名簿（構成員名簿と同一で追記事項が無い場合は、その旨を付記した上で省略可）
 - ◇ 飲食店が含まれる場合には、北海道飲食店感染防止対策認証の取得状況または取得見込日を記載すること。
 - ◇ 連合会など、団体が構成員・会員である場合は、各団体に所属する構成員・会員事業者まで記載すること。その場合も、各々の事業者名・代表者名・住所を必ず記載すること。
 - ・その他事業計画に係る参考資料

「交付決定前事前着手」

- ◇ 補助事業の着手は、（総合）振興局長の交付決定後を原則としますが、「感染予防対策や消費促進の取組に速やかに対応する必要があり、交付決定を待っていたのでは事業実施の適期を失する」場合に限り、届出により交付決定前の着手（指令前着手）を認めることができることとします。
- ◇ その場合も、**令和4年(2022年)5月19日(木)**以降に着手したものに限り、

2 事業の変更、中止など（必要が生じた場合）【提出部数：正本1部、副本1部】

補助金の交付決定後、事業内容または期間の変更、中止などの必要が生じた場合は、**変更の見込みが分かった時点で速やかに（総合）振興局へ相談してください。**

必要に応じて、変更承認や執行遅延報告等の手続きを指示します（変更の内容によっては、手続きが不要となる場合があります。）。

報告しなかった場合は、補助金の交付決定を取り消す場合がありますので、ご留意願います。

「提出書類」

- ① **補助事業の内容又は経費を変更する場合**
経済第12号様式 補助事業等変更承認申請書
- ② **補助事業を中止し又は廃止する場合**
経済第14号様式 補助事業等中止(廃止)承認申請書
- ③ **補助事業が予定期間内に完了しない等場合**
経済第15号様式 補助事業等執行遅延(不能)報告書

3 補助事業等実績報告【提出部数：正本1部、副本1部】

実績報告は、原則として当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から **30 日以内**または**令和5年（2023年）2月16日（木）まで**のうち、**いずれか早い日まで**に提出してください。

＜提出書類＞

- ① 経済第19号様式 補助事業等実績報告書
- ② 経済第2号様式 事業実績書
- ③ 経済第20号様式 補助金等精算書
- ④ 経済第22号様式 事業精算書
- ⑤ その他（総合）振興局長が別に指示する書類
 - ・支払済み証拠書類（会計伝票等）の写し
 - ・その他、事業の実施内容を確認できる書類（実施報告書、チラシ・ポスター等制作物、購入物品や実施状況の写真等）
 - ・別記5号様式 キャッシュレス決済端末等保有台帳（キャッシュレス決済端末等を購入した場合）

4 補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告について【提出部数：正本1部、副本1部】

額の確定の日の翌年6月30日までに、本補助金に係る仕入控除税額を報告してください。
なお、課税事業者で、消費税等仕入控除税額がある場合で、その金額が明らかでこれを補助金額から減じて申請した場合、提出は不要です。

＜提出書類＞

- ① 別記様式 ※非課税事業者・簡易課税制度適用事業者である場合は、それを明らかにする書類を添付してください。
- ② 別記様式別紙（補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳）（消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合）

IV 補助事業実施にあたっての留意事項

1 適正な執行（補助金返還）

この補助制度の利用にあたっては、国の地方創生臨時交付金を活用することから、適正な事業執行、会計処理を行わなければなりません。

不正な行為が行われた場合は、補助金を返還いただくことになります。

また、国の会計検査院による実地検査がある場合もあります。

2 帳簿等の記録、管理、保管

補助事業の経費の収支を明確にするため、補助事業専用の帳簿（補助簿）や預金通帳等を用意するなど一般の経理と分離して整理・処理してください。

また、補助事業に係る経理について、事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業終了後5年間保存してください。

【証拠書類の例】見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、仕様書、注文書、通帳、台帳等

3 消費税等及び振込手数料の取扱い

課税事業者で、消費税等仕入控除税額がある場合は、その金額が明らかな場合、これを補助金額から減じて申請してください。

ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではありません。

また、対象経費の支払いに係る振込手数料は対象とします。

V 問合せ先及び提出先

○制度に関する問合せ先

	問合せ先・電話/FAX 番号	郵便番号・所在地
北海道庁	経済部地域経済局中小企業課（商業振興係） 電話 011-231-4111（内線 26-631） FAX 011-232-8127	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

○申請先・問合せ先 ※申請者の所在市町村を所管する（総合）振興局になります。

(総合) 振興局	申請先及び問合せ先 電話/FAX 番号	郵便番号・所在地
空知	産業振興部 商工労働観光課 電話 0126-20-0061 FAX 0126-25-9712	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
石狩	産業振興部 商工労働観光課 電話 011-204-5827 FAX 011-232-1950	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
後志	産業振興部 商工労働観光課 電話 0136-23-1362 FAX 0136-22-0901	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目
胆振	産業振興部 商工労働観光課 電話 0143-24-9589 FAX 0143-24-4796	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高	産業振興部 商工労働観光課 電話 0146-22-9281 FAX 0146-22-7517	〒057-8558 浦河町栄丘東通56号
渡島	産業振興部 商工労働観光課 電話 0138-47-9459 FAX 0138-47-9207	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号
檜山	産業振興部 商工労働観光課 電話 0139-52-6641 FAX 0139-52-0569	〒043-8558 江差町字陣屋町336番地3
上川	産業振興部 商工労働観光課 電話 0166-46-5944 FAX 0166-46-5208	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
留萌	産業振興部 商工労働観光課 電話 0164-42-8440 FAX 0164-42-1937	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2
宗谷	産業振興部 商工労働観光課 電話 0162-33-2528 FAX 0162-33-2629	〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
オホーツク	産業振興部 商工労働観光課 電話 0152-41-0636 FAX 0152-44-3184	〒093-8585 網走市北7条西3丁目
十勝	産業振興部 商工労働観光課 電話 0155-27-8537 FAX 0155-25-7756	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
釧路	産業振興部 商工労働観光課 電話 0154-43-9181 FAX 0154-41-0967	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
根室	産業振興部 商工労働観光課 電話 0153-24-5619 FAX 0153-23-6223	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地

(別記1号様式)

令和 年 月 日

(総合) 振興局長 様

届出者 住 所
氏 名

地域事業者連携型販売促進等支援事業費補助事業の交付決定前事前着手について別記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたい (しています) ので、届出します。

記

- 1 補助事業名
地域事業者連携型販売促進等支援事業
- 2 補助事業者
- 3 事業(事務)の着手及び完了の予定期日
着 手 令和 年 月 日
完 了 令和 年 月 日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由等によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。
- 3 当該事業の着手から交付決定を受ける期間内は、当該事業の計画変更は行いません。

(別記 2 号様式)

誓約書

地域事業者連携型販売促進等支援事業費補助事業の応募に当たり、申請者及びその構成員は、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

記

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどが認められる者。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住 所
氏 名 印

※代表者本人が署名した場合は、押印不要です。

(別記3号様式)

口座振替払申出書

年 月 日

(総合) 振興局長 様

(〒 -)

住 所

氏 名

TEL - -

地域事業者連携型販売促進等支援事業費補助金については、下記により口座振替払していただきたく申し出ます。

記

振込先金融機関及び支店名	
預金種別	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

- 注1 氏名欄には、団体の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 預金種別は、該当する種別を○で囲んでください。
- 3 口座名義には必ず「フリガナ」を記入してください。
- 4 当該口座の預金通帳等のコピー（口座番号が確認できる書類）を添付してください。

※この欄は、押印を省略する場合に記載してください。

	氏名	連絡先
本件責任者		
担当者		

(別記4号様式)

納税対応状況申出書

年 月 日

(総合) 振興局長 様

補助事業者名

納税対応		該当項目
1	免税事業者	
2	簡易課税制度適用者	
3	課税事業者	
	(1) 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上	
	(2) 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満	
	ア 一括比例配分方式	
	イ 個別対応方式	
	(ア) 課税売上対応	
	(イ) 共通売上対応	
	(ウ) 非課税売上対応	
4	地方公共団体の特別会計、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第3に掲げる公益法人等で特定収入の割合が5パーセントを	超える
		以下

注1 この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に3及び4に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出すること。(3のうち(2)の(ウ)以外の者を除く。)

2 1又は2に該当する者は、3及び4の記載は不要。

3 1又は2に該当する以外の者が4の「特定収入割合5%以下」の場合は、3の該当事項にも記載すること。

